

平成24年4月第8回亶理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成24年4月19日第8回亶理町議会臨時会は、亶理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木洋子 | 2 番 | 高野孝一 |
| 3 番 | 熊田芳子 | 4 番 | 小野一雄 |
| 5 番 | 佐藤正司 | 6 番 | 安藤美重子 |
| 7 番 | 百井いと子 | 8 番 | 鈴木高行 |
| 9 番 | 鈴木邦昭 | 10番 | 渡邊健一 |
| 11番 | 四宮規彦 | 12番 | 高野進 |
| 13番 | 熊澤勇 | 14番 | 佐藤アヤ |
| 16番 | 鞠子幸則 | 17番 | 佐藤實 |
| 18番 | 安細隆之 | | |

○ 不応招議員（1名）

- 15番 島田金一

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
企 画 財 政 課 復 興 管 理 専 門 官	山 中 松 樹	用 地 対 策 課 長	佐々木 人見
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫
健 康 推 進 課 長	佐々木 利 久	農 林 水 産 課 長	
商 工 観 光 課 長		農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎
兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	酒 井 庄 市	都 市 建 設 課 長	日 下 初 夫
復 興 ま ち づ くり 課 長	高 橋 伸 幸	上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	鈴 木 久 子

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度亶理町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 9 議案第40号 亶理町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利放棄に関する条例
- 日程第10 議案第41号 土地売買契約の締結について
- 日程第11 議案第42号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 報告第 1号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

午前 9時59分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、15番島田金一議員より欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、16番 鞠子幸則議員、17番 佐藤 實議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、承認5件、議案3件、報告1件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋 藤 邦 男 君 登壇〕

町 長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第8回亶理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案3件、承認5件及び報告1件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

それでは、各議案について、その概要を説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、これについては亶理町町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、固定資産税等、土地関係でございますけれども、負担調整措置の仕組みが3年間延長され、また東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等が改められたことから改正を行うものであります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、この件については亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例及び承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、この件につきましては亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても、法律改正により条文の整備を行ったものであります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、これについては平成23年度亶理町一般会計補正予算（第11号）につきましては、歳入においては平成23年度地方交付税外各種交付金の額の確定及び東日本大震災復興交付金等の確定などにより、歳出においては災害廃棄物処理費、東日本大震災復興交付金一次申請分の確定等に関連して補正予算の必要が生じたこと、さらには東日本大震災に係る復旧復興事業などで翌年度に繰り越さねばならない事業が発生したことなどから、その繰越明許費の補正をあわせ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79億2,316万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を468億7,442万円としたものであります。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、この件については平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号）につきましては、東日本大震災により大きな被害を受けたわたり温泉島の海に対し、建物災害共済を契約している財団法人全国自治協会から見舞金が支払われたことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,984万円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億3,122万7,000円とした

ものであります。

以上、ご説明申し上げた5件の承認案件については、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第40号 亘理町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利放棄に関する条例につきましては、震災により被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援するために、宮城県信用保証協会が求償権を行使して回収金を取得した場合に、町に納付すべき納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を制定するものであります。

議案第41号 土地売買契約の締結につきましては、去る3月30日に立地協定の締結及び仮契約を結びました北新田町有地の売買契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議決を求めるものであります。

これは、円形組み立て貯水タンクなどの建設資機材のリース及び製造等を行う東京機材工業株式会社が本町に進出するに当たり、北新田町有地1万930.95平方メートルを取得したいとの申し出があったことから、亘理町字北新田1番1外10筆を総額1億930万9,500円で売り払うものであります。

議案第42号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,682万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ613億7,182万6,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、4月1日付の役場組織機構の見直しに関連し、予算の組み替えを行うもの及び東日本大震災復興交付金に係る事業の補正がその主なものであります。

それでは、その概要をご説明申し上げます。

初めに歳出、2款総務費につきましては、平成23年度に災害救助経費に計上していた放射線量測定臨時職員などの賃金等を1目一般管理費に組み替えするもののほか、機構改革に伴う組織の見直し及び復興関連事業量の増加による派遣職員等の増加に伴い、不足するプレハブ庁舎の設置費並びにエアコン設置工事費等を庁舎管理経費として増額補正するものであります。普通財産等管理経費につきましては、東京機材工業株式会社に売り払う北新田町有地の一部が土地開発基金の財

産になっていることから、買い戻しするための費用として915万円増額補正するものであります。次に、東日本大震災復興交付金基金費についてであります。東日本大震災復興交付金につきましては、計画が承認されたものから随時交付されますが、一度その全額を東日本大震災復興交付金基金に積み立てし、必要額を基金から繰り入れした上で事業に充てなければならないことから、地域交流拠点施設整備事業、これについては農村環境改善センター整備事業に係る東日本大震災復興交付金9,187万8,000円及びいちごファーム造成事業に係る復興交付金1億8,347万2,000円を合わせまして、2億7,535万円を基金に積み立てるものであります。

3款民生費につきましては、平成23年度において災害救助経費に計上しておりました仮設住宅管理経費等を8目被災者支援費に2,121万3,000円計上するものがその主なものであります。

4款1項5目環境衛生費につきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射能対策費として516万7,000円を増額補正するものであります。主に町民向け食材の放射性セシウムの測定検査及びあぶくま公園除染調査などを実施するものであります。

6款農林水産業費につきましては、農地の放射能対策としてみやぎ亘理農業協同組合が実施するセシウムの吸収を抑制する働きを持つ塩化カリウムを水田等に散布する事業に対し、東日本大震災農業生産対策事業補助金として3,157万6,000円を増額補正するもののほか、東日本大震災復興交付金事業の第一次申請分に計上できなかったことから平成23年度で減額補正した地域交流拠点施設整備事業、これについては農村環境改善センター整備事業619万5,000円及びいちごファーム造成事業2億4,463万円を合わせて2億5,082万5,000円増額補正するものであります。

7款商工費につきましては、これからの本町の復旧・復興に向け、仮置き場に集められた大量の瓦れきの分別と焼却施設までの運搬、建物基礎の解体、道路工事等の業務が相当量に上がると想定されることから、亘理町災害防止協議会と北海道伊達市商工会議所の間で平成24年2月22日に復興業務に関する協定が結ばれました。しかしながら、工事従事者用の宿泊施設及び事務所の整備費用が多額に上ることから、町としても支援をいただくに当たり、伊達市商工会議所に対しふる

さと姉妹都市復興支援事業貸付金として1,000万円を貸し付けするものであります。

8款土木費につきましては、当初予算に計上しております防災集団移転促進事業費について、東日本大震災復興交付金事業の第一次申請において平成24年度の事業費が減額されたことから、1億4,540万円を減額補正するものであります。

10款教育費埋蔵文化財発掘調査事業費につきましても、防災集団移転促進事業費と同様に、平成24年度の事業費が減額されたことから210万円を減額補正するものであります。

11款災害復旧費につきましては、東日本大震災の地震と津波により被災した荒浜小学校校舎の災害査定が終了したことから、その復旧に係る実施設計及び監理業務委託料のほか、工事請負費として総額1億5,986万1,000円を増額補正するものであります。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

9款地方交付税につきましては、当初予算において災害公営住宅整備事業の財源として、東日本大震災復興交付金及び震災復興特別交付税を計上していたところではありますが、災害公営住宅整備事業につきましては、他の復興交付金事業とは異なり整備後において家賃収入が発生することなどから、通常の交付金事業で認められる震災復興特別交付税が該当しないとのことから、当初予算で計上した震災復興特別交付税を減額し、20款町債、災害公営住宅整備事業債として7億9,060万円を追加計上するものであります。

13款国庫支出金1項国庫負担金につきましては、荒浜小学校の災害復旧に係る負担金として6,466万7,000円を計上するものであります。2項国庫補助金につきましては、すべて東日本大震災復興交付金に係るものになりますが、ここに計上された土木、教育、農林水産業費に係る東日本大震災復興交付金は、平成23年度に交付され既に基金に積み立てられていることから、平成24年度予算を減額し、17款繰入金で必要額を繰り入れするものであります。

15款財産収入につきましては、北新田町有地1万930.95平方メートルを東京機材工業株式会社に1平方メートル当たり1万円で売り払いしたことによる増額補正であります。

報告第1号 専決処分の報告について、これについては賠償額の決定及び和解に

つきましては、亶理町逢隈高屋宇鳥屋崎地内で発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成24年3月22日専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上の提出議案であります。慎重ご審議を賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。提出議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例の一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それでは、私のほうから承認第1号についてご説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成24年3月31日、亶理町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

2ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年3月31日に公布され、固定資産税等（土地）の負担調整措置は、原則として現行の仕組みを3年間延長、また東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等が改正されたため、亶理町町税条例の一部を改正する必要性が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

続きまして、議案書3ページをお開き願います。

まず、平成24年度の地方税法等の税制改正は、税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から行われたものでございます。また、この改正に当たりまして総務省から示されました例、いわゆる準則に倣い改正を行ったものでございます。

亘理町町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

亘理町町税条例の一部を改正する条例

亘理町町税条例（昭和34年亘理町条例第31号）の一部を次のように改正する。なお、内容については別紙の新旧対照表の1ページからを参照しながら亘理町町税条例の一部改正の要点の1ページからご説明申し上げたいと思います。

それでは、最初に条例第36条第1項ただし書き、町民税の申告であります。これは年金所得者の申告手続が簡素化されたものです。公的年金等からの所得税の源泉徴収において、寡婦（寡夫）控除を反映させ、公的年金等の源泉徴収表に寡婦（寡夫）の記載をすることで、これまでの申告書の提出を不要とする改正でございます。平成25年所得税からとなりますので、個人住民税については平成26年度分以降の適用となります。施行日は平成26年1月1日です。

次に、条例第54条第7項、固定資産税の納税義務者等であります。家屋の附帯設備の規定でございまして、引用条項の条番号ずれの整理に伴う規則の改正でございます。施行日は平成24年4月1日です。

次に、附則第10条の2第1項、固定資産税の課税の特例であります。地域決定型地方税制特例措置で、これは新たに新設されたものでございます。下水道除害施設、つまり公害防止用施設の課税標準額を4分の3とするものでございます。償却資産になります。施行日は平成24年4月1日です。

次に、附則第10条の3第7項及び第8項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、附則第10条の2が新設されたことによる条ずれによるものでございます。これはバリアフリー改修工事及び省エネ改修工事の規定でございまして。施行日は平成24年4月1日です。

次に、附則第11条第6号、土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義は、負担調整措置を平成24年度から26年度までに適用年度を更新するものと、また法附則第18条において第4項が削除されたために引用条項の条番号ずれに伴う規則の改正でございます。施行

日は平成24年4月1日です。

次に、附則第11条の2第1項、平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例でございますが、これは下落修正規定の適用年度を更新するもので、25年度分または26年度分に更新するもので、第2項につきましては平成22年度適用土地を平成25年度適用土地に、平成22年度類似適用土地を平成25年度類似適用土地に、平成23年度分を平成26年度分にそれぞれ用語の変更を行うものでございます。施行日は平成24年4月1日でございます。

めくっていただきまして、附則第12条第1項から第5項までは、宅地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例でございます。平成24年度から26年度までに宅地等の負担調整措置の適用年度を更新するものでございます。

その中で第2項につきましては、住宅用地に係る負担水準規定、これは80%を超えた場合の据え置き措置の特例でございますが、この特例措置を削除するというふうなことになりまして、そのことにより商業地等に係る規定のみとなるものでございます。

また、第3項につきましては、これは下限の規定ということで負担水準20%まで引き上げられる規定でございます。負担水準の20%未満の場合は負担水準20%まで引き上げられる規定の適用年度の更新でございます。これも24年度から26年度までに用語の変更を行うものでございます。

第4項につきましては、住宅用地に係る据え置き特例の廃止に伴う削除を行うものでございます。

次に、第4項削除に伴いまして項ずれによる新たな第4項及び第5項につきましては、商業地等の負担調整措置の適用年度を更新するもので、平成24年度から26年度までに用語の変更を行うものでございます。

次に、附則第12条第2項は、平成24年度の固定資産税の評価がえに伴う適用年度を更新するものでございまして、平成24年度から26年度までに用語の変更を行うものでございます。

第12条関係につきましては、住宅用地の削除というようなことで、バブル期の地価高騰に対応して導入された特例等の合理化が低下しているということから、税収の確保という意味から特例の廃止をもって今回の改正に至ったわけでございます。

す。

次に、附則第13条、農地に対して課する平成24年度から平成26年度まで各年度分の固定資産税の特例でございます。これは農地の負担調整措置の適用年度の更新で24年度から26年度までに用語の変更を行うものでございます。施行日は24年4月1日となっております。

続きまして、附則第15条第1項でございます。

特別土地保有税の課税の特例は、附則第12条において第4項が削除されたために項番号のずれに伴う整理と、第1項は特例措置の適用年度の更新でございます。これは固定資産税に合わせるもので24年度から26年度までに用語の変更を行うものでございます。

また、第2項につきましては、これも特例措置で課税標準額を2分の1にする特例でございます。これも不動産取得税に合わせるということで平成24年3月31日までを平成27年3月31日までに用語の変更を行うものでございます。施行日は24年4月1日でございます。ただし、今現在、特別土地保有税の課税は平成15年の1月1日後の保有取得に対しては当分の間、課税を停止いたしております。

続きまして、附則第21条の2、旧民法の第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告は、これはまた新たに新設されたものでございますが、平成20年の民法改正により、特定移行一般社団法人が設置する幼稚園、図書館、博物館に係る固定資産税の非課税措置を適用する場合、市町村長に提出させる書類を規定しているものでございます。施行日は平成24年4月1日となっております。

続きまして、附則第22条の2第1項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例は、これも新たに新設されたものでございます。東日本大震災で被災した居住用財産の敷地を譲渡する場合、これまで譲渡期限が3年から7年に延長するものでございます。震災等特例法第11条の6により、従前は3年であるところを7年に延長する規定を法附則第17条から第18条に読みかえを行う規定でございます。そして、第2項は申告書に適用を受ける旨、記載する適用条件の規定となっております。施行日は平成24年4月1日でございます。

附則第23条第1項、東日本大震災に係る住宅借入金等の特別税額控除の適用期限等の特例でございますが、これは前条である23条に震災特例法の法律が記載され

たことに伴う字句の変更と、引用条項の項ずれに伴う項番号の変更でございます。これは、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、去年の東日本大震災により居住の用に供さなくなった場合、控除対象期間の残期間を引き続き適用するという規定でございます。そして、第2項については、これも新設されたもので、住宅借入金等特別税額控除の特例でございます。新たに取得して、住宅の住宅借入金等特別税額控除の借入限度額と控除額が引き上げられ、そして滅失等住宅の控除と合わせて再取得等控除と重複して適用される規定でございます。施行日は平成24年4月1日になっております。

めくっていただきまして、次に改正条例附則施行期日でございますが、第1条は施行期日の規定で平成24年4月1日でございます。そして、第36条の2第1項ただし書きの改正規定は、改正条例附則第2条第1項の規定により、平成26年4月1日となります。

第2条第1項、町民税に関する経過措置ですが、改正後の第36条の2第1項、町民税の申告の規定は、平成26年度以後の年度分の個人町民税についての適用でございます。施行日は平成24年4月1日です。

第2項は改正後の第23条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例でございまして、平成24年度以後の年度分の個人町民税についての適用でございます。施行日は平成24年4月1日です。

次に、第3条第1項から第4項までについては、固定資産税に関する特例措置となりまして、第1項は改正後の規定、平成24年度以後の固定資産税に適用するもので、第2項、改正後の附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日後に取得された下水道除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税についての適用でございます。

最後になりましたが、第3項第4号につきましては、改正前の附則第12条第2項、住宅用地に係る部分での規定でございまして、24年度分、25年度分の固定資産税についての効力を有する規定でございます。

第4項については、前項についての補足規定となって字句の読みかえ規定となっております。

以上で承認第1号についての説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、説明された要点説明資料1ページ、附則第10条の2第1項、条例に基づき設置した除害施設、これは具体的にどういうものを言うのですか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） これは公害防止施設と言われるもので、工場から排出される公害防止法に規定される排水、つまりpHが高い、酸性が強いものとか、それをアルカリ性にする沈殿槽、そして油分なんかを排出した場合に、これを分離するような分離槽のことを指しております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 次、3ページ、附則第21条の2、特定移行一般社団法人、これは互理町には何軒あるのですか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 現在、該当する法人はございません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後。要点説明資料4ページ、附則第23条第2項、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の特例、もう少し具体的に説明してください。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） これは今まで被災された方については残期間を残す者、そしてこれから新たに震災で被災し住宅を建築する場合、今まで被災した方の残期間と、新たに、本来であれば適用を受ける分については重複しないのが原則ですが、今回の東日本大震災に伴い以前の借入限度額が引き上げられたことと、控除額が引き上げられたということと重複して控除を受けられるというふうな優遇救済措置となっております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 固定資産税の住宅用地に係る据え置き措置特例について、もうちょっと内容を詳しくご説明願います。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） これは負担調整措置の改正ということでございます。ちょっと長くなりますが、固定資産税の負担調整措置費について、ちょっと長くなって申し

わけないんですけれども、昭和39年に高度成長時代、地価がどんどん上がりまして、本来であれば評価額に税額を掛けて税金を算出するということがあったのですが、昭和39年に制度の改革を行いまして評価額を上げるという措置をとったわけです。そうしましたら、税額が急激に上がるということのために新たな別な課税標準額を設定して、それに税額を掛けて急激な税負担を和らげるという措置がございました。それが今日まで引き続いてきたものでございます。そして、平成6年に至りましてバブルがどんどん盛んなころに固定資産の評価額の7割が課税標準額という制度に改められております。そして、今どんどん課税標準額が80%を、今回削除するわけでございますが、80%を超えたものを80%でとめておくという規定のために、なかなか税収の確保となる部分から現在のデフレ下の土地の下落に対応できないのではないかということから、課税標準額の80%を撤廃するという規定でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 本条の12では、これは廃止するとなっておりますけれども、そのほか改正の条例の附則では、これは24年、25年度は負担水準を90という話なんですけれども、この辺については廃止、または24、25については90で、どのような形になるのか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 2年間は80%を削除しますが、その間の2年間の暫定措置として90%で押しとどめるという暫定措置を2年間とりまして、26年度からこの制度を廃止するという移行措置でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（安細隆之君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それでは、承認第2号についてご説明を申し上げたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて。

平成24年3月31日、亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

11ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年3月31日に公布され、都市計画税において引用する法律が改められたことにより、亶理町都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

議案書の12ページをお開き願います。

この改正に当たりまして、総務省から示されました例、いわゆる準則に倣い、改正を行ったものでございます。

亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例。

亶理町都市計画税条例（昭和45年亶理町条例第7号）の一部を次のように改正す

る。

なお、内容については別紙の新旧対照表の13ページからを参照しながら、亘理町都市計画税条例の一部改正の要点の6ページから説明を申し上げたいと思います。

附則第2項から第6項まで宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例は、負担調整の適用年度の更新でございます。

附則第2項につきましては、24年度から26年度までの適用年度の用語の変更でございます。

そして、第3項につきましては、宅地で申し上げましたように住宅用地に係る負担水準規定でございまして、80%を超えた場合の特例措置を削除するというところで、商業地等に係る規定のみとなるものでございます。これも平成24年度から平成26年度までに適用年度の更新を行うものでございます。

附則第4項は、住宅用地、商業地に係る負担水準規定でございまして、負担水準20%未満の場合は負担水準20%まで引き上げられる下限の規定でございまして、また負担調整規定の適用年度が平成24年度から26年度までに用語の変更を行うものでございます。

そして、附則第5項は、住宅用地に係る据え置き特例の廃止に伴う削除を行うものでございます。

そして、附則第5項と第6項につきましては、旧第5項削除に伴う繰り上げを行いまして、また24年度から26年度までに適用年度の変更を行うものでございます。施行日は平成24年4月1日となっております。

めくってもらいまして、附則第7項でございしますが、農地に対して課する平成24年度から26年度までの各年度分の都市計画税の特例でございまして、これは旧第5項削除に伴う繰り上げと適用年度の24年度から26年度までの用語の変更を行うものでございます。

そして、附則第8項から第11項までにつきましては、市街化区域の区域農地に対して課する都市計画税の特例の課税でございまして、旧第5項削除に伴う繰り上げと24年度から26年度までの特例適用期間の変更に伴う改正でございまして、施行日は平成24年度4月1日となっております。

続いて、施行期日でございます。

第1項施行期日の規定は、原則平成24年4月1日となっております。第2項につきましては経過措置でございまして、改正後の規定は平成24年度以降の都市計画税に適用する規定でございます。

第3項につきましては、改正前の附則第3項住宅用地に係る部分のみでございしますが、及び第5項の規定は字句の読みかえを行った上で平成24年度分、平成25年度分の都市計画税について、なお効力を有するものという規定でございます。

最後になりますが、第4項でございしますが、前項の場合の平成24年度及び25年度における住宅用地に係る据え置き特例の経過措置が適用される場合は、改正後の条例の規定において字句の読みかえを行うものという規定でございます。

以上で承認第2号についての説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、説明された要点説明資料の6ページ、附則第2項、住宅用地特例率について、一般住宅と小規模住宅があるのですけれども、その区別はどういうふうになっているのですか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 小規模住宅用地と住宅用地は土地の軽減特例でございまして、小規模用地といいますのは200平米まで課税標準額を6分の1にするという規定、そして小規模住宅以外の宅地については、一般住宅用地となりまして課税標準額を3分の1にするという生活のための軽減規定となっております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じく要点説明資料の8ページ、附則第11項、その中に鉄道事業者等が駅のバリアフリー化、このバリアフリー化というのはどういうことを指しているのですか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） ここで言うバリアフリー化につきましては、バリアフリー改修促進税制と申しまして、平成25年3月31日までに賃貸住宅を除く平成19年1月1日に既に建築されていた住宅で一定のものは居住するものについて工事費用が30万円以上のバリアフリー改修工事を行った場合、その家屋に係る翌年度分の100平方

メートル相当分まで固定資産税額が3分の1に軽減される特例でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私が聞いているのは、鉄道事業者が駅のバリアフリー化となっている、鉄道事業者が駅のバリアフリー化とはどういうことを指しているのですかということを行っているわけです。

もう1点、同じく8ページ、附則第11項、電気事業者による再生可能エネルギー電気に関する特別措置法に基づいて、認定発電設備、この認定発電設備というのはどういうのを指しているのですか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） この36項及び37項につきましては、読みかえ規定となっておりますが、今ご指摘の点につきまして、詳細にこちらで資料を持っておりませんので、資料として提出させていただければと思います。大変申しわけございません。

16番（鞠子幸則君） もう1点。もう1点もね。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 認定発電設備については、総務省令に定められているものがございますが、その内容につきましても今、手元に詳細な資料を持ち合わせておりませんので、資料として提出させていただきます。申しわけございません。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（安細隆之君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件
を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明
を申し上げます。

議案書14ページお開き願います。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

平成24年3月31日、亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次に、15ページをお開きいただきたいと思えます。

専決処分書の説明を申し上げます。

専決処分書。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3
月31日に公布され、国民健康保険税において引用する法律が改められたことによ
り、亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、年度末に
当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に
より、別紙のとおり専決処分したものでございます。

続きまして、条例の説明をさせていただきます。

16ページでございます。

亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

亘理町国民健康保険税条例（昭和30年亘理町条例第57号）の一部を次のように改
正する。

附則に次の1項を加えるということで、参考資料の要点資料で説明申し上げま
す。

町税条例附則第22条の改正も今回ございましたが、譲渡所得に係るもののうち、
東日本大震災で被災した居住用財産の敷地を譲渡する場合について、今までは3

年だったところを7年に延長すると、特例措置を4年延ばすということの改正で
ございます。

施行期日につきましては、平成24年4月1日でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご承認いただくようお願い申し上げま
す。

議 長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたし
ます。

本案を承認することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求め
ることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議 長（安細隆之君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件
を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案書の17ページになります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

平成24年3月30日、平成23年度亙理町一般会計補正予算（第11号）について、地
方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

右側の専決処分書でございます。

平成23年度亙理町一般会計補正予算（第11号）については、歳入における地方交

付税ほか各種交付金、東日本大震災復興交付金等の確定、歳出における災害廃棄物処理費及び東日本大震災復興交付金一次申請分の確定、並びに東日本大震災に係る事業等において繰越明許費の追加など補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきますので、23年度の一般会計補正予算書（第11号）を使ってご説明させていただきたいと思っております。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度亘理町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79億2,316万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ468億7,442万円とするものでございます。

第2条 繰越明許費の補正。繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条 地方債の補正。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げますので、19ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますけれども、初めに全体的なことを申し上げますと、補正額がゼロでの予算でございます。これにつきましては、予算額は変わりませんが、事業費及び国・県の補助金等が確定したことに伴いまして財源の内訳の組み替えを行ったものでございますので、その辺につきましては個別の説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは、初めに2款総務費1項総務管理費12目基金管理費103億5,203万3,000円の増額補正でございますが、右側の説明にございますが、3財政調整基金費でございますが、これにつきましては留保しておりました特別交付税を今回予算したことなどから、予算上歳入超過となったために6億4,002万円を財政調整基金として積み立てを行うものでございます。また、7の震災復興基金費の452万6,000円につきましては、震災関連分としましていただきました寄附金を震災復興基金に積み立てるものと、8の東日本大震災復興交付金基金費97億748万7,000円につきましては、復興交付金事業といたしまして第1回目に申請した分で承認された

事業分をそれぞれ東日本大震災復興交付金基金に積み立てを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款民生費1項3目老人福祉費1,548万9,000円の減額でございますが、これも右側の説明になりますが、18、19の地域支え合い体制づくり事業でございますが、初めにサポート拠点事業につきましては、入札等によりまして事業費の確定により工事請負費8,900万円の減額、同じく園芸療法拠点事業につきましては、賃金の375万円の減額を初めまして、事業費の精査によりまして総額で658万9,000円を減額したものでございます。ちょうど中段ぐらいになりますが、2項児童福祉費1目児童福祉総務費129万3,000円の総額補正でございますが、これにつきましては認可外保育施設の利用者がふえたことに伴いまして、あわせて運営事業費補助金を増額補正するものでございます。

一番下になりますけれども、6款農林水産業費1項農業費、次のページをお願いいたします。4目農業振興費4億1,763万6,000円の減額補正でございますが、初めに18の、右側でございますけれども、被災農家経営再開支援事業費でございますが、これにつきましては復興組合に出します補助金、それらの事業費の確定に伴い1億4,569万6,000円を減額するものでございます。次に、19の東日本大震災農業生産対策事業でございますが、事業費の精査の結果、不足する分619万7,000円を増額しまして、その下にあります20の被災地域農業復興総合支援事業費につきましては、これはいちご団地といちごファーム事業でございますが、交付金事業の第1回目申請分から第2回目申請に変わった分の13節委託料の819万1,000円と15節工事請負費2億1,566万8,000円を減額しまして、残額をすべて繰越明許によりましてそれぞれ24年度に繰り越すものでございます。また、その下の18節備品購入費につきましては、入札等により貸し出しを予定しております農業機械の購入価格が下がったことにより減額するものでございます。

次に、8目食糧需給総合対策費166万円の減額ですが、事業費の確定により減額するものでございます。

9目の農業用施設整備費4,572万7,000円の減額でございますが、逢隈西部地区高度経営体農地集積促進事業が交付金事業に該当しなくなったということから全額減額するものでございます。

一番下になりますけれども、13目復興事業費771万8,000円の総額ですが、次のページになります。右の説明の一番上でございますけれども、勤労青少年ホーム整備実施設計業務委託料でございますが、繰越明許により24年度に繰り越すものですが、23年度の予算を災害復旧費で予算計上をしておりました。ところが、平成24年度からは勤労青少年ホームの復興交付金関連予算が農林水産業費に移ることにあわせて、24年度に繰り越すことになりましたこの23年度分を今回、災害復旧費からこの農林水産業費に組み替えを行うものでございます。

8款の土木費4項5目街路事業費289万8,000円の減額補正ですが、これは事業費の額の確定によりまして減額したものでございます。

一番下になります。11款災害復旧費1項1目農林水産施設災害復旧費646万円の減額でございますが、農村環境改善センターの実実施設計委託料について復興交付金事業の申請を第2回目に行ったことから全額減額しまして、新たに24年度で予算措置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項文教施設災害復旧費1目保健体育施設災害復旧費412万3,000円の減額、同じく4項1目災害廃棄物処理費19億3,617万2,000円の減額でございますが、これらはそれぞれ事業費が確定したことにより減額をするものでございます。

次に、6項1目労働施設災害復旧費771万7,000円の減額ですが、先ほどご説明いたしました勤労青少年ホームの実実施設計委託料を農林水産業費に組み替えたことによりまして減額するものでございます。なお、端数が若干違ってはおりますが、これは端数処理の関係で1,000円ほどの違いが出ております。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、9ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございます。初めに2款地方譲与税の266万9,000円の増額補正から、このままずっといきまして次のページになります。上から2段目ぐらいになりますけれども、8款の地方特例交付金65万円の減額までは、額が確定したことによりましてそれぞれ増額、それから減額の補正をするものでございます。この額につきましても、県のほうから示された金額となっております。

9款地方交付税14億1,395万8,000円の減額補正ですが、右側の説明をごらんいただきたいと思っておりますが、特別地方交付税10億1,926万4,000円の増額につきまして

は、今まで留保していた分とそれから3月末に交付されました分を予算化したものでございます。震災復興特別交付税24億3,322万2,000円の減額につきましては、主なものといたしましては瓦れき処理の事業費の確定による減と、それから国庫補助分のほかに県からの補助金としてグリーンニューディール基金補助金が変わり、補助額がトータルで多くなったということで、震災復興特別交付税につきましては補助残に対して交付されるものでございますので、補助金が多くなった分、今度は逆に交付税が減額になるということでございます。

13款国庫支出金2項6目災害復旧費国庫補助金17億1,948万2,000円の減額でございますが、これは事業費の確定に伴いまして歳出において減額になったことにあわせそれぞれ補助金も減額するものと、庁舎等の災害復旧費補助金につきましては、一部、国からの直接補助ではなく、県を経由して交付されることになったことから今回ここで減額をしまして、この後に県補助金に組み替えをするものでございます。

次のページをお願いいたします。

9目総務費国庫補助金93億5,491万5,000円の増額でございますが、第1回目の東日本大震災復興交付金事業の申請で承認された事業の補助金をそれぞれ増額補正したものでございます。

14款県支出金2項2目民生費県補助金85万1,000円の減額ですが、そのうち右ページにございます25の応急仮設住宅共同施設維持管理補助金955万7,000円の増と、12の子育て支援事業設備等復旧補助金508万1,000円につきましては、仮設住宅の施設の維持管理費分と、それから保育所等の津波により流されたりしました備品や設備につきましては、新たに県からそれぞれ補助が認められたことによりまして増額補正するものでございます。また、21の地域支え合い体制づくり事業補助金1,548万9,000円の減額補正につきましては、サポート拠点事業の事業費の確定と園芸療法拠点事業におきまして事業費の精査により減額、先ほどしましたので、その分にあわせて補助額も減額するものでございます。

4目の農林水産業費県補助金4億8,424万2,000円の減額でございますが、右側の説明にございますが、それぞれ事業費が確定したことに伴いまして歳出にあわせましてルール分をそれぞれ増額、減額するものでございます。

10目の災害復旧費県補助金18億1,440万5,000円の増でございますが、主なものに

つきましては、6節災害廃棄物処理費補助金17億7,214万9,000円の増額でございますが、先ほどご説明申し上げましたが、瓦れき処理分といたしまして新たに県から補助されますグリーンニューディール基金補助金と、その下にありますが、7節の庁舎等災害復旧費補助金4,714万3,000円の増額でございます。これも先ほど説明しましたが、国の直接補助から県経由の補助になったため組み替えによる増額補正を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

15款財産収入2項1目不動産売払収入488万6,000円の減額ですが、水路敷等の払い下げなどによります23年度分の土地売払収入が確定したことによります補正でございます。

16款1項1目寄附金678万1,000円の増額ですが、右側の説明にございますが、東日本大震災復興資金といたしまして30件、452万6,000円、総務費資金の防犯灯整備費分といたしまして1件、200万円、同じく地域協働まちづくり分といたしまして3件、7万円、教育費資金として1件、18万5,000円、それぞれ貴重な浄財をちょうだいいたしております。心から御礼を申し上げるところでございます。

17款1項11目東日本大震災復興交付金基金繰入金3億1,631万9,000円の増額でございますが、各事業の平成23年度支出分をそれぞれ繰り入れを行うものでございます。

19款4項1目雑入6,219万2,000円の増額でございますが、公有車の共済金の910万円を初めまして、次のページの中段まで記載がございますけれども、今回の震災に遭いました役場庁舎等の公有財産に対しまして全国自治協会から支払われました災害見舞金でございます。

20款町債1項4目土木債270万円の減及び7目災害復旧事業債20万円の減でございますが、それぞれの事業費が減額になったことに伴いまして起債もあわせて減額するものでございます。

最後になりますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費の補正でございます。最初に追加でございますが、事業名と金額でご説明をさせていただきます。

災害援護資金貸付システム購入費100万円、地域交流固定施設整備事業費771万8,000円、東日本大震災農業生産対策事業費7,560万円、被災地域農業復興総合支

援事業費7,501万3,000円、図書館・郷土資料館電波障害テレビ共同受信施設撤去事業費441万円、これをそれぞれ24年度に繰り越しを行うものでございます。

続いて変更でございますが、逢隈西部地区高度経営体農地集積促進事業費、それから一つ飛びまして農業施設災害復旧事業費、勤労青少年ホーム災害復旧事業費につきましては、事業費そのものがゼロになったということで繰り越しそのものもゼロということでございます。2番目の改良事業費でございますが、繰越額が2,080万円から事業費の見直しによりまして2,210万円になったところから同額を繰り越すものでございます。

第3表地方債の補正でございます。変更でございますが、起債の目的につきましては、都市計画事業債ですが、限度額5,580万円を5,310万円へ、同じく林業施設災害復旧事業債でございますが、200万円から180万円にそれぞれ変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 22ページ、3款2項1目19節②です。129万3,000円、これはどこに補助するのですか。金額も含めて。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） こちらの認可外保育施設の関係につきましては、フレンドという逢隈地区にあるところと、ちびっこランドというところで、これは田園のそばの関係で、そちらにある施設のほうへの補助ということになります。当初より不足額を生じたということで今回補正をお願いするのですが、専決処分したわけですが、フレンドにつきましては、最終的には446万7,500円の予定でございます。それから、ちびっこランドにつきましては397万5,100円の予定でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 先ほど説明ありましたけれども、24ページ、6款1項4目被災農家経営再開支援事業費のうち19節②1億4,481万6,000円の減額と、次に東日本大震災農業生産対策事業、19節②619万7,000円の増額、同じく被災地域農業復興総合

支援事業費、15節2億1,566万8,000円減額、これについて具体的になぜこうなったのか説明をお願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 被災農家経営再開支援事業、これは復興組合関係でございまして、今回、瓦れきとか簡易なごみ、そういう除去などをするような作業でございまして、約8カ月間やってきました。その中で、150人で延べ2万7,000人ぐらいの人たちが働いたということで、その事業の中での実績で精算しましたならばこの1億4,481万6,000円ほど減額になったということでございます。

次の東日本大震災農業生産対策事業補助金619万7,000円の増額、これは県のかさ上げでございまして。これが25%のかさ上げでございまして、たまたまこの事業は18項目ありました。その中で、亘理町と山元町の事業がありまして、それが一体となって事業を行いました、亘理町の分と山元町の分の精算するお金が反対になっていたということで、今回新たに見つけたものですから増額補正するものでございます。

被災地域農業復興総合支援事業、工事費15でございまして、これはいちごファームでございまして。今回はいちごファームにつきましては、設計と測量だけは一次で認められましたが、まだ工事をするには早いということで、今回、二次に上げたものですから、二次の申請のほうに上げております。そういう観点から、この工事費につきまして減額補正するものであります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後、28ページ、11款4項1目、19億3,617万2,000円減額ですけれども、なぜこのように大幅に減額になったのですか。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 災害瓦れき対策に関しまして、いろいろ委託料、家屋損壊、解体委託料とか被災者撤去業務、そういう関係、いろいろなもろもろの事業の関係で採算ベースと申しますか、決算ベースと申しますか、そういった減額になった次第でございまして。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野進議員。

12番（高野 進君） 12ページでございまして、9款9項1目③でございまして。震災復興特別交付税、三角で24億3,000万何がしになっているわけです。いろいろ差し引き

であろうかと思うんですが、ちょっとお伺いします。これ、実は3月23日、震災復興特別交付税、総務省、亘理町には21億8,600万何がし交付されるということになりました。そうしますと、単純にいけばかえって本来は歳入がふえていいわけなんです、24億何がしも三角になっているというか、そのいきさつと伺いますか、内容をご説明願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず、報道等にありますが申請をした上で最終的に決定になったものというふうなことでございます。予算につきましては、当然ながらこのぐらいいただきたいということで申請額とあわせまして予算も組んでおることから、最終的にそういう数字的な差が生じたということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。休憩。

午前11時18分 休憩

午前11時26分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

議長（安細隆之君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件
を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 議案書19ページをお開きいただきたいと思います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

平成24年3月30日、平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次、20ページになります。

専決処分書を読み上げさせていただきます。

専決処分書。

平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号）については、歳入における災害共済見舞金の確定及び歳出におけるわたり温泉島の海運営基金積立金の確定から補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

それでは、その内容につきまして別紙補正予算をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,984万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,122万7,000円とするものです。

第2条 繰越明許費。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものです。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

11ページ、12ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正予算ですけれども、財団法人全国自治協会よりの見舞金が支払われたことによる補正でございます。

2款1項1目基金積立費2,984万円の補正でございます。右側の説明にありますとおり、全額をわたり温泉島の海の運営基金積立金として支出いたします。

前に戻りまして、9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。

5款2項1目雑入でございます。補正額が2,984万円。公有建物災害見舞金、先ほど申しましたとおり、財団法人全国自治協会からの見舞金でございます。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げます。

4ページをお開き願いたいと思います。

事業名と金額のみで説明させていただきます。わたり温泉島の海災害復旧工事管理業務委託料47万5,000円、同じくわたり温泉島の海災害復旧工事9,350万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 歳入の方法と申しますか、お聞きしたいんですけれども、自治協会のほうからは見舞金として来たわけなんですけれども、本来、一般会計の歳入として扱って商工費のほうから歳出というふうな手続をするのかなと思ったんですけれども、これはダイレクトに来てるんですよね。それで間違いないでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） その施設、直接かけておりますので、直接の歳入ということになります。施設ごとに直接それぞれ予算をもってかけているということでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第40号 亶理町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利放棄に関する条例

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第40号 亶理町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利放棄に関する条例についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） それでは、議案書21ページをお開き願いたいと思います。

議案第40号 亶理町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利放棄に関する条例についてご説明いたします。

この条例でございますが、東日本大震災により被災を受けた中小企業者が抱える債務の対応として、昨年12月に宮城県産業再生機構が、また本年2月には株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が設立され、買い取りが実施されております。これらの再建には宮城県信用保証協会が有する求償権を含むものがありますが、信用保証協会が求償権を放棄、または譲渡する場合は、町も回収金を受け取る権利を放棄することとなり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を要することとなりますが、被災事業者の一刻も早い再生のために当該権利の放棄を迅速に進める必要があり、震災により被害を受けた中小企業者の事業の再生に資すると認めるときは回収金を受け取る権利の全部または一部を放棄することができるよう条例を制定するものでございます。

それでは、条文を朗読させていただきます。

第1条 目的。この条例は、信用保証協会法（昭和28年法律第196号。以下「法」という。）による宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に町に納入すべき納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、もって東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援することを目的とする。

第2条 定義。この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に

定めるところによる。

(1) 中小企業者等 法第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。

(2) 損失補償契約 町と協会との間の契約であって、協会が法第20条第1項第1号に掲げる債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行した際に生じた損失に対して町が補償を行うことを定めたものをいう。

(3) 求償権 協会が保証債務を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。

(4) 回収納付金 協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち当該損失補償契約の定めにより町に納入しなければならないものをいう。

(5) 東日本大震災 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故による災害をいう。

第3条 回収納付金を受け取る権利の放棄。町長は、協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄又は譲渡（当該求償権の金額に満たない額による譲渡に限る。以下同じ。）であって次に掲げるものをしようとする場合において、それにより中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 東日本大震災により被害を受けたことにより債務を弁済することができなくなった個人である債務者の生活又は事業の再建を支援するための指針として町長が認めるものに基づき策定された再建に関する計画による求償権の放棄。

(2) 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合のうち町長が認めるものに対する求償権の譲渡。

(3) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する求償権の譲渡。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明を終わりますけれども、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 第3条（2）投資事業有限責任組合、これはどういう組織なのか説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 宮城産業振興機構投資事業有限責任組合というものでございます。組合員に関しましては、中小企業基盤整備機構、宮城県県内金融機関となっております。

議長（安細隆之君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じく第3条（3）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、これはどこのところが支援機構に出資しているのですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） こちらのほうは政府により設立されたものですが、出資企業については、現在資料が手元にありませんので、後ほどお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後です。要するに、この条例そのものはいわゆる中小業者の皆さんの二重ローンを解消する一つの政策というふうに見ていいですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 単純にお伺いします。求償権の放棄なわけですが、総金額は幾らになるのか。

2点目は、主な相手先、いわゆる債務者の生活または事業の再建を支援するためということになりますが、この主な相手先、上位3件ぐらい。そして、その3件の金額、これらをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 今、現在、1件の方が機構のほうに申し込みと申しますか、相談の件数があるということで企業名、金額等はうちのほうには教えていただいております。

議長（安細隆之君） 12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 実は、問題は求償権の金額がポイントになるわけですが、それを

らなくて条例の承認とはいかがなものかと思うんですが、どうでしょう。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） あくまでも、現在1件というのは機構への相談ということで、これが確定しているものではありませんので、これ以降、見込まれるということでの制定でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号 亶理町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利放棄に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 亶理町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利放棄に関する条例の件は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第41号 土地売買契約の締結について

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第41号 土地売買契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第41号 土地売買契約の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

記

- 1 事業名 公有財産（北新田町有地）売払い事業

- 2 所在地 亶理町字北新田1番1 外10筆
- 3 面積 1万930.95平方メートル
- 4 契約金額 1億930万9,500円
- 5 契約の相手方 東京都中央区日本橋室橋一丁目9番12号
東京機材工業株式会社

右側の資料でございます。

- 1 仮契約年月日 平成24年3月30日
- 2 物件所在地 宮城県亶理郡亶理町字北新田1番1、地目、宅地、地籍849.98平方メートルから以下、宮城県亶理郡亶理町字北新田205番、宅地、99.82平方メートルまでの合計11筆でございます。
- 3 売払単価 1平方メートル当たり1万円

なお、次のページ以降につきまして、位置図と用地実測図を添付してございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 資料として立地協定が添付されておりますけれども、その立地協定の第1条、亶理町は誠意をもって東京機材に対して協力及び支援を行うとなっておりますけれども、具体的にはどういうことですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず一つは議決の必要な案件でございますので、例えば議会への事前の説明、それから進出するに当たりまして何かの許可が必要なのかどうか、そういったものを一緒に県に行つての問い合わせ、あるいは何か優遇措置があるのか、そういったことも含めて県に行つての問い合わせ、そういったことなどでございます。それから、この前、立地協定を結んだ際のマスコミへの情報提供というふうなことで、これにつきましてもかなりの大きなPRになるということで、そういったもろもろのことになるろうかと思ひます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じく立地協定の第6条、従業員の雇用または必要とする資材、物品等の調達はできる限り地元を優先するというふうになっておりますけれども、

必要とする資材、物品などの調達は地元から調達できないことはあり得ると思うんです。ただし、従業員の雇用はできる限りではなくて亙理町の方を採用するというふうに規定すべきだと思うんですけども、その点はいかがですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議員おっしゃるとおり、町といたしましてもそのようにしたいという気持ちはございますが、そこまで規制するのは非常に難しいということで、再三お願いをしているという状況でございます。なお、この前、社長がお見えになりましてお話を伺いましたところ、やはり地元を中心に現在募集をしていると、仙台にございます東北支店がその中心になって行っていると。さらに、町内に東京機材の下請の会社がございますので、そちらの臨時職員の方を正規雇用で雇いたいということで現在動いているという話を伺っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じく第8条にかかわるかもわからないんですけども、東京機材工業株式会社が自分たちの責任によって亙理町から撤退した場合はどうなるかという規定はないんですね。これはどういうふうになるんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 契約書のほうで転売禁止とか、ちょっと回答がずれるかもしれないんですけども、そういったことで規制はさせていただいております。また、やむを得ない事情によって、最悪の場合なんですけれども、他社へ売り渡す場合なんかにつきましても、転売なんかにつきましても、同じ条件での転売、条件といたしますのは使用目的でございます。それについては同様の目的、あるいは違う場合、多少違って町発展につながるものかどうかということも検討させていただきますので、いずれにしても事前に町と協議した上での決定ということになるようになってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 鞠子議員の質問とダブらないようにしたいと思うんですが、まず3点です。

まず1点目は、土地を売る目的なんですけど、今さらということでしょうけれども、通常は雇用の増加、町定着人口の増加、それに伴う消費増、そして地域経済

の活性化、町にすればまた固定資産、都市計画税、個人町民税、法人町民税の増加等々あるわけです。この場合の明確な目的は何か。これが1点目。土地があるからそうだというのでは、ちょっといかがなものかということです。

二つ目。この立地協定書でございます。甲は亘理町、乙は相手企業、印鑑がないわけですけれども、それは別にしまして立地協定書についてですが、第5条です。結びのほう、周辺環境の保全及び公害防止に努めるものとするということですが、乙のほうの関係ですが、具体的にはどういうことをするのか説明を願いたいと思います。

3点目、これからつくるであろう契約書。今、担当課長からの説明でございましたけれども、優遇措置の有無、あればどのような優遇措置なのか、いわゆる一般的にいう固定資産、都市計画税の減免、法人町民税の減免等々あるわけですが、あれば内容を。考えている範囲で結構です、まだ契約書をつくる段階でしょうか。ご説明を願いたい。

以上3点、お願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず、1点目の目的でございますが、ただいまの質問の中で議員のほうから例えばというふうに出していただきましたけれども、まさにその内容でございます。さらに、それが総合して地域の活性化につながるということで、一番は地元雇用、それから税収のアップというのがメインになってこようかと思えます。それがひいては、先ほど申し上げましたとおり、地域の活性化につながるだろうということでございます。

それから、2点目の環境対策でございますが、東京機材工業につきましては既に他地区で営業しているわけですけれども、その中でまずもって環境に注意をしているということで、排水等につきましても敷地内に一たんプールできるような施設をつくってその中で濁水処理機で処理をしまして、金魚が泳げるような状況で放流するということだそうです。さらに、この水検査につきましても、ここの敷地外に出る手前でまず2カ所で行うと。まず一つがこういった工場の施設の分として水質検査をしまして、さらにその水を出す近くに井戸を掘りまして、その地下水にどのような影響があるのかということで、2カ所で検査をしているということでございます。亘理につきましても、同じような方法で行いたいと聞い

ております。

それから、最後に3点目の優遇措置でございますけれども、現時点ではございません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 環境の問題について若干質問したいと思います。50ヘクタール以上であれば環境アセスメント評価、県の場合、事業者側はしなくてはいかんというふうに私は覚えております。これは50ヘクタール、ぐっと未満なのですが、町として公害について、いわゆる現時点です、操業前にあの近辺の水、用水を使うわけですが、それを流していく先は農業水路というふうに記入されております。現時点で、操業前にまず調べておくということ、そうすれば後で操業になってから検査すればわかるわけ、事前に。

それと、当然、大気、いわゆる毒ガスを使うかどうかわかりませんが、工場の東のほうには柴町とか集落があります。高屋とか。何かのときにやっぱり有害ガスとかなんか使ったりして行ったりすると大変だということで、そういう考え方からしてそれも操業前に大気を検査するとか。

三つ目は、例えば土壌なんですけれども、土はきちっとしたのを埋めると思いますが、上、更地。ただし、今度何かの加減で退去するときに、実は、あんまりよくわからないのですがニッケルとなんていうんですか、そんなのがいろいろ残ったりすると後の始末、所有権は先様にあるわけですが、町としてやはり懸念される事態になるだろう、そういうふうなことを考えまして再度申し上げますと、操業前に、いわゆる水、鑑川経由で鳥の海に行くかもしれませんけれども、その水、それから大気、土壌、三つ、その辺を事前にきちっと調査しておくべきではないか、すべきであると私は思うんですが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まずもって、今、ご質問ありましたものにつきまして事前に調査するという考えは現時点では持っておりません。水につきましては、ちょうど真向かいの鑑川の場所が定期的に町のほうで検査を行っている場所になってございます。そういった数字も使えるだろうというような考えでございます。

土壌につきましては、現在、町のほうで土盛りした分にさらに企業のほうで土盛りをするものでございますので、下の部分につきましては既に調査をしております。

すので、それについては問題ないだろうと。売り渡す場合というようなことで、この調査でございますけれども、以前にした資料がございますので、それは問題ないだろうというふうなことでございます。

大気につきましては、その業務内容からいきまして大気に影響を及ぼすものはないだろうという考えでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号 土地売買契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 土地売買契約の締結についての件は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第42号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第1号）について

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第42号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第42号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亶理町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,682万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ613億7,182万6,000円とするものでございます。

第2条 地方債の補正。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げますので、15ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費7,354万円の増額補正でございますが、これにつきましては職員人件費と一般管理費でそれぞれ増額の補正を行っておりますけれども、震災関連の臨時職員の人件費や事務費などにつきまして、災害救助費の適用が24年3月で終わったことなどから、災害救助費から一般管理費に組み替えを行うものでございます。

次に、2目文書広報費41万円の増額でございますが、これは現在、放送しております臨時災害放送局FMあおぞらの放送が一部で聞こえにくいということがございましたことから、アンテナを違う場所へ移設するための経費でございます。

同じく5目財産管理費3,165万円の増でございますが、これは取り壊しました本庁舎跡地に仮設庁舎といたしまして2階建てのプレハブを建設予定でございますが、そのリース料とエアコン設置費用といたしまして2,250万円。また、今回売却いたします、先ほどご審議いただきました北新田の町有地の一部が土地開発基金の財産になっていることから、買い戻すための費用といたしまして915万円を補正したものでございます。

一番下になりますけれども、6目の企画費でございます。112万3,000円の増でございます。これにつきましては、24年度で組織機構の見直しを行い企画財政課内に新たに復興管理班を設置しましたことから、それに伴います事務経費などでございます。

次のページをお願いいたします。

一番上になります。9目消費者行政費17万7,000円の増ですが、これにつきましては相談員が乗る車の燃料費等でございます。

10目支所費202万8,000円の増でございますが、これにつきましては吉田支所の経費につきまして当初予算に計上していなかったことから、今回一般事務経費などを含め補正するものでございます。

12目基金管理費2億7,535万円の増でございますが、第2回目の交付金の事業申請分のうち、農村環境改善センターの整備事業でございます地域交流拠点施設整備事業といちごファーム造成事業に係ります復興交付金をそれぞれ交付金基金に積み立てを行うものでございます。

14目諸費57万4,000円の増でございますが、これにつきましても4月から新たに設置しました用地対策課に係ります事務経費等でございます。

3款民生費1項3目老人福祉費114万3,000円の増でございますが、内訳につきましては次のページになります。サポート拠点施設で使用する車2台を当初リース契約で借りる計画でございましたが、購入しても補助対象となるということから今回購入に切りかえるということで、備品購入費として予算を組み替えたものでございます。また、それに付随する経費を増額補正したものでございます。

8目の被災者支援費2,121万3,000円の増額補正でございますが、これも4月に新設されました被災者支援課の支援班それから仮設住宅班、それぞれの事務経費等を計上したものでございます。

3項1目の災害救助費6,733万9,000円の減額でございますが、先ほどご説明申し上げました臨時職員の人件費と事務費につきまして、総務費の一般管理費に組み替えたことによります減額でございます。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費1項5目環境衛生費516万7,000円の増額でございますが、これも総務課内に新設されました放射能対策室の事務費、事業費等でございます。

6款農林水産業費1項3目農業総務費243万6,000円の増額ですが、町農協、土地改良区等で構成しております圃場整備協議会の嘱託職員に係る人件費等の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

4目農業振興費3,277万6,000円の増額でございますが、初めに3農業振興経費120万円ですが、これにつきましては離農を考えている農家や土地の利用営農意向調査等々を含めて集団化を図るための方策をとりまとめるマスタープランを作成するための委託料でございます。次に、19東日本大震災災害農業生産対策事業の3,157万6,000円でございますが、これにつきましては、ことし作付可能な1,745ヘクタールの水田に対しまして、放射性物質のセシウムでございますが、稲への吸収を抑えるということで塩化カリウムを散布するための農協に対する補助金でございます。

13目復興事業費2億5,082万5,000円の増額でございますが、農村環境改善センターの整備実施設計委託料619万5,000円と亘理町いちごファーム造成事業費の2億

4,463万円につきましては、先ほどの専決処分による補正予算で減額したものを24年度分として改めて増額補正したものでございます。

下のほうになりますが、7款商工費1項2目商工振興費1,000万円の増額ですが、これにつきましても先ほど町長の提案理由の中でもありましたけれども、互理町災害防止協議会と北海道の伊達市商工会議所とで振興業務に関する協定が結ばれておるところでございます。本町におきましては、長期にわたり工事事業者用のまとまった宿泊施設を確保することが困難ということから、伊達市の商工会議所で空き店舗を利用いたしまして、宿泊施設及び事業所に改築などすることになっております。しかしながら、その工事費が多額に上るということから、ふるさと姉妹都市復興支援事業貸付金といたしまして貸し付けを行うものでございます。なお、その内容でございますけれども、貸付金につきましては無利子で1年据え置きの2年目からの5年償還というふうな内容になってございます。また、伊達市からも全く同じ条件で4,000万円の貸し付けが行われるというふうな予定になってございます。

一番下になりますが、8款土木費1項1目土木総務費339万2,000円の増額補正ですが、説明は次のページになりますが、これにつきましてはすべて賃金等の臨時職員に係る人件費でございます。同じく4項6目復興事業費1億4,540万円の減額でございますが、第1回目に申請いたしました防災集団移転事業の調査設計業務委託料の額が確定したことによります減額でございます。

次の10款教育費4項6目復興事業費210万円の減額につきましても、同様に第1回目で申請いたしました埋蔵文化財発掘調査事業費の額が確定したことによります減額でございます。

11款災害復旧費3項2目公立学校施設災害復旧費1億5,986万1,000円の減額でございますが、説明は次のページになりますけれども、被災いたしました荒浜小学校校舎の災害査定が終了したことから、その復旧に係る実施設計及び監理業務委託料のほかに工事請負費を増額補正したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので9ページをお開きいただきたいと思います。

初めに9款1項1目地方交付税6億9,713万円の減額補正でございますが、右側に説明がありますけれども、震災復興特別交付税の減額でございます。災害公営

住宅と災害公営住宅駐車場の補助残分につきまして、受益者負担を求めることができるということから対象外となったための減額、それから先ほどご説明申しましたいちごファームと荒浜小学校の校舎の復旧工事の補助残分といたしまして増額になった分と相殺しまして6億9,713万円を減額するものでございます。

13款の国庫支出金1項4目災害復旧費負担金6,466万7,000円の減額でございますが、荒浜小学校校舎の復旧工事分でございます。2項3目土木費国庫補助金58億6,322万9,000円の減額でございますが、これにつきましては右側に記載がございます各事業につきまして、第1回目の東日本大震災復興交付金事業の申請が承認されたことによりまして、それぞれ専決処分によりまして23年度の補正予算で増額補正済みということから、当初予算で計上していましたが右の記載金額全額を今回減額するものでございます。4目の教育費国庫補助金及び8目農林水産業費国庫補助金につきましても、同様の理由によりそれぞれ減額するものでございます。

14款県支出金2項2目民生費県補助金114万3,000円の増額につきましては、サポート拠点事業の中で車2台を購入することになった分の補助金でございます。4目農林水産業費県補助金2億1,624万8,000円の増額でございますが、右側でございます③被災地域農業復興総合支援事業交付金、これはいちごファーム事業分でございますが、当初予算で計上していなかった分の1億8,347万2,000円と⑫の東日本大震災農業生産対策交付金、これは塩化カリウムを散布する事業でございますけれども、これが新たに対象になったことから事業費全額の3,157万6,000円を増額補正するものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

⑭の地域農業経営再開復興支援事業交付金につきましては、先ほど申しましたマスタープラン作成に対しての委託料分全額の120万円が交付されることから補正したものでございます。

15款の財産収入2項1目不動産売払収入1億930万9,000円の増額でございますが、これにつきましては先ほどご可決いただきました北新田町有地を東京機材工業株式会社に売り払いしたことによる増額補正でございます。

17款1項12目東日本大震災復興交付金基金繰入金60億8,920万3,000円の増額でございますが、これも右側でございますけれども、各事業の平成24年度支出分にあ

わせそれぞれ繰り入れを行うものでございます。

19款4項1目雑入2,062万3,000円の増額でございますが、応急仮設住宅の維持管理費等といたしまして、県から協議会を通して交付されるというふうな内容の金額でございます。

20款町債1項4目土木債7億9,060万円の増でございますが、災害公営住宅及び災害公営住宅駐車場の補助残分について地方債として借り入れを行うものでございます。

次に4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の地方債補正でございます。追加でございます。災害公営住宅整備事業債といたしまして限度額7億9,060万円、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 20ページ、3款1項8目仮設住宅管理経費2,062万3,000円、11節が1,470万円、12節が78万円、13節が30万円、15節が484万3,000円、それぞれ具体的にどのような内容か説明をお願いしたいというのが、まず1点目。

次の22ページ、4款1項5目516万7,000円ですけれども、8節が6万円、9節が1万1,000円、11節が127万7,000円、12節が11万円、13節が200万円、15節が81万4,000円、18節が89万5,000円、それぞれ具体的に内容を説明してください。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） ただいまの仮設住宅管理経費でございますが、まず燃料光熱水費の420万円でございます。こちらにつきましては、仮設住宅団地7カ所の集会所がございます。その電気料、水道料、そういったものの23年度の実績を踏まえた額でございます。それから、修繕料1,000万円につきましてはガスの給湯器の交換と、それから部屋のカビがちょっと出ているということなので、そういったものの補修の対策ということで1,000万円を計上させていただいております。

それから、委託料でございます。委託料につきましては、仮設住宅の管理ということで周辺の管理ということで除草、そういったものでございます。

工事請負費でございます。こちらにつきましても手すり、スロープ設置、現在、

大部分が設置されておるわけでございますが、新たに入居される方の要望もありますし、現在その団地内については舗装がされておるわけでございますが、まだ周りのところで砂利のところもございまして砂利敷き、そういったものの工事請負ということで484万3,000円を計上しているわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、環境衛生費の放射能対策経費についてご説明申し上げます。

まず、8節の報償費でございますが、今後、重点測定地域に指定されている状況でございますので、講演会等の講師謝礼ということで3回分を見ております。

次に、9節の旅費でございますが、職員の研修会、講習会等の出張旅費ということで1万1,000円でございます。

次に、需用費でございますが、その中の消耗品につきましては特に今回、来月、県のほうと消費者庁から食品関係の測定器が貸与されますので、それに従事する職員のゴム手袋、包丁、まな板、白衣等の経費と、今回あぶくま公園運動場が重点地域に指定されておりますので、遮水シート等の経費を計上させていただいております。②の燃料光熱水費でございますが、これは食品の検査センターの電気水道料金でございます。

12節の役務費でございますが、これは検査センターの電話料になっております。1年分でございます。

13節の委託料については、ここに明細があるようにあぶくま公園の除染調査委託料ということで200万円を計上しておりますが、やはり実際にやる場合には膨大な経費がかかるんじゃないかということで、東北大学の石井教授をお願いして実際の実地調査をやりたいということでございまして、その人夫賃関係の委託をしたいということでの経費を計上させていただいております。15節の工事請負費でございますが、これにつきましては今回の食品の検査室の改修費ということで、建物の床が畳式になっておりますから床張りに変更するというのが1件と、駐車場の整備等の経費ということで81万4,000円を計上しております。

18節の備品購入費でございますが、このセンターについては湿度、温度の管理が検査の場合に非常に大切だということで、エアコン、そして毎日受け付けをして

人数で割り振るわけですが、持ち込まれた食品関係の冷蔵庫、生ごみ処理機、要するに検査が終わった食材を生ごみ処理機で処理をしたいということで、これは乾燥型の生ごみ処理機を考えております。そのほかにフードプロセッサ、パソコン、机等の経費ということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 24ページ6款1項13目亙理町いちごファーム造成事業費2億4,463万円、これの財源内訳はどうなっていますか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今回の東日本大震災復興交付金事業に3月の末エントリーしております。以上でございます。（「財源の内訳」の声あり）基金積み立てのほうで対応しております。それが75%でございますが、25%が特別交付金で賄っています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 25ページ、11款3項2目トータルの金額は1億5,986万1,000円ですけれども、そのうち国県支出金は6,466万7,000円、約40%なんですね。国県支出金はもっと入るはずだと思うんですけども、これはどうなっているのですか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） この支出につきましては、ここに記載のとおり荒浜小学校の校舎、体育館、外構、そういったところの修繕をすべて載せております。そして、歳入の鞠子議員が言われた6,466万7,000円、これにつきましては、実は先月3月15日、県のほうで机上の災害査定を荒浜小学校の校舎分のみ受けてまいりました。その金額が9,700万1,000円でございます。要するに、校舎分のみの災害査定を受けておまして、その金額の3分の2が今回この6,466万7,000円ということでございます。よって、支出のほうは体育館とか外構すべてを入れておるわけですけれども、今後、体育館のほうはまだ査定を受けておりませんので、もちろん外構の一部もそうですけれども、災害査定を継続的に受けたい、要するに災害査定は1校につき大体3回受けられるようになっております。それで、まずは校舎を直していきたいということで、これにあわせて体育館も皆やりたいなということで進めております。これと並行して2回目の災害査定を受けるようにしたいということで進めております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 防災集団移転促進事業について伺います。

この補正予算の中では繰入金とか国庫の減額とか設計費の確定による減額、調査設計業務の確定による減額で1億4,500万円、このような一連の流れになっているけれども、この事業が今後いかに進むのかということですね。この中でこういう補正予算を組んで。それらについて、流れを説明していただきたいのと、今後の対策。

もう1点。商工水産観光費の中で、ふるさと姉妹の支援事業があります。これで町のほうから1,000万円、それで伊達市のほうから4,000万円があって、総体で5,000万円でどのような内容の事業をするのかということを説明してください。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 防災集団移転促進事業の今後の進み方ということになりますけれども、今現在、移転を促進する地域内の住民の方々と個別面談等を通じながら、今後の移転先等について住民合意を取りつけるような形で進めております。そういった中で具体的に国の制度に基づいての事業の流れと申しますと、まず住民合意があった上で、その合意に基づく実施計画を国土交通大臣の同意を得るということが必要になります。その同意を得た上で初めて移転先の宅地の造成なり、あるいは移転者に対するいろんな助成制度というものが実施されるということになりまして、現在のところはその辺の大臣同意につきましては、私どもの現在の考えといたしまして大体7月から8月ぐらいにそういった状況をつくっていききたいというふうに考えて、今準備をしているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 亘理町から1,000万円、伊達市から4,000万円、そのほかに会議所の自己資金として1,000万円の予算になっております。事業費の内訳としましては、宿舍のリフォーム、事務所の設置、備品、土地建物借り上げ費用、それから借り上げてリフォームしたところと土地等の原状復帰ということでございます。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 財政課長の話では設計業務委託料は確定済みなので減額というよう

な話は聞いたんだけど、それとは今回は違うのかな。1億4,500万円は減額したと、これは確定したことによる減額だという話は聞きました。ただ、7、8月に大臣の承認というようなことで進めているというけれども、実際の工程表からいって、今確定したという話も聞けば、今から実施設計するという話にもなれば、何か答弁がちぐはぐなところもあるし、本当の仕事の作業の工程表として、今どの辺の合意をもらっていて、こういう大きな金の動きをしているんだけど、その集団移転の対象となる方が今後どういう町の動きとか、それが理解されていないんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺をきちっとやっぱり説明する責任があると思います。どこの場所がいいとか悪いとかみんなごちゃごちゃ5戸以上の集団移転なら可能だというような話も聞いているけれども、それらの場所が7カ所とか何とかいろいろ散らばっているようだけれども、町の姿勢としてその合意をとるためにきちとした基本的な考え方を持って進めていかないと、皆さん、移転対象者の方々の意見がばらばらになってきてまとまるのも遅いし、7、8月になってもこれは合意形成までいかないとかそういう話になってくるので、やはりきちとした計画というのは立てて、それで買収とかやっていないと、いつまでたっても合意形成なんて見えてこないような気もするんです。きちっとやって、この金の動きだけでなく、実施設計に今から入るといったら、この確定というのはどういうことになっているか私たちはわからないよね。調査設計業務委託料、この減額は何で減額されたのか、1億4,500万円。

あともう一つ。商工会の話ですか。これは内容、場所はどこなんですか。どこの場所をリフォームして、だれがやるんですか。その辺。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回この26ページに計上させていただいております調査設計業務委託料というのが1億4,540万円減額しておることが、先ほど企画財政課長から説明ございましたが、この内容につきましては、まず国への復興交付金の事業計画を出して、それで配分額を示された上で交付申請、交付決定という流れになっております。そういった流れの中で第1回目の1月末に出しました交付金事業計画、この際に町といたしまして1億4,500万円を加味した形での計画を出させていただきながら当初予算にも計上させていただいたと。ところが、その後交付申請をするまでの配分枠の決定なんですけど、いろいろと国と調整

をさせていただきながらその辺がこの金額に固まったということで、現時点といたしましてはこの金額を減額をさせていただくということになります。

また、一方で先ほど私のほうから7月ごろを目途に大臣同意を取りつけていきたいという話をさせていただいていますが、この事業が実際に動き出すのは確かに大臣同意をとってからということになります。ただし、その前の例えば調査測量等、そういった事前の手續等については、国のほうから今回の第1回目の復興交付金計画の中で実施をすることについてはお認めいただいておりますので、その辺の事前準備等に係る業務等についての予算計上をさせていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 宿舎の場所なんですけれども、高屋の信号機があるんですけれども、高屋小学校のほうに下がっていくところ、昔、サリという酒屋があった場所になります。宿舎等のリフォーム等全部、伊達市商工会議所のほうでやるということになっております。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今回の調査設計業務委託料1億4,500万円という金を減額しているけれども、実際のもとの金が幾らで、実際の設計調査にかかった金が幾らで、どのぐらいの成果品が出てきたかということ、減額するのであれば、こんなに大きな金額を調査設計業務で減額しているのだから、元金の設計費用というのは予算額でどのぐらい組んで、そのかかった金の成果品とは何があったのか、どういうものを成果品をとって求めて、結果的に出たのでかかった金は幾らなのか。こんなに減額するというのは、大したものが出てこないんじゃないかと思うんですけれども。それで、1月の段階で成果品が出てきて国のほうに申請していくという考えのようだったけれども、結果的にはいろいろなものは認められなかったと、交付金というのは。そういう形になったのかなというような気がします。そうすると、やっぱりこの集団移転というのは大切なことなんだよ。皆さん、もう本当に関心を持っている事業なので、こういうふうに出し入れがあったり、最終的な工程表が決まらなかったりした場合、皆さんの姿勢というのが問われるというような考えになってくるので、町長の姿勢が問われるようになってくるので、もうちょっときちんとした整理の仕方にしてこの集団移転事業というのは進めても

らわないと、対象者の方々ほうんと心配していると思いますよ。この辺をちょっと整理してもう1回説明してください。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 第1回目の方の防災集団移転促進事業に係る経費という形で交付金事業計画に掲載させていただいたものについては、その現時点といたしまして、まだ移転対象者の方と移転先といった部分が十分に住民合意できていなかったという状況の中で、今後一日も早く被災された皆様の新たな移転先の確保そして整備等に向けて実施計画を策定する委託経費がこの事業の中で認められております。その事業経費につきまして当初可能な範囲で経費を計上させていただいたわけですが、その間、国土交通省なりあるいは復興庁のほうと調整をさせていただきながら、その内容において実際に新年度から始まる部分、そしてもう少し先になって取り組むような事業内容が、その中でいろいろ精査をした中で見受けられるというふうな国土交通省からのご指摘があって、その分を当初の1月末の計画からおろした結果、その数字の差が出たということになります。金額につきましては、当初5億6,500万円という形で事業費を計上し、その後交付金としていただくというふうな考えでございましたが、それがいろいろ調整の結果、3億6,110万円という形で金額が修正されたということになっております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 16ページ、庁舎管理経費2,250万円が計上されております。2階建ての庁舎をまたリースで建てるということになっておりますけれども、完成時はいつなのでしょう。今、大分きれいになって建てるばかりになっているのかなと思います。

もう1点。放射能対策関係ですけれども、あぶくま公園にシートを張るとさっき課長からご答弁いただいたと思うんですけれども、あそこを全部シートを張るのでしょうか。その件、確認したいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 今、頑張って工事のほう進めてもらってまして、できれば連休ということで考えているのですけれども、打ち合わせをしたところ、なかなか厳しいような状況で、ただ遅くとも6月の定例会の前には移れるような形で行

いたいと、最悪でも。そういうふうを考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 放射能対策経費の中の消耗品で遮水シートということでございますが、現在のところ、あぶくま公園野球場の中の公園の除染に関しては、うちのほうではその場所に持ち出しはできないということでございますので、国土交通省と交渉の中で少し深く掘って下に遮水シートを敷いて、その上に除染した土を置きまして、その上に遮水シートをかけるということで想定しておりますけれども、そういうふうな遮水シートということで予算を計上しておりますが、実際に最終的な調整が調っておりませんので、必ずしも全体に敷くとかそういうふうな考え方ではないものですから、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 課がふえまして、本当に被災された方は個人的な部分で相談に来られる方が多くなると思います。そういう中で、この庁舎がまたふえることによって窓口の対応をしっかりとさせていただきたいなと思います。個人情報的な部分とかお金の部分とかいっぱい具体的な話を役場の職員方としたいと思っている方がいっぱいいらっしゃいますので、ぜひ窓口の設置の部分はきちっと対応していただきたいと思います。

放射能に関しては、財源がすべて一般財源ということで、まだ全然国のほうからお金が計上されていけませんので、計上されたら即、あぶくま公園というのは子供たちが今まで部活とかいろいろ使っていたところですので、一日も早くきちっと除染をしていただきたいと思います。以上、その点についてもう一度ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず、窓口業務関係でございますけれども、今回新たにプレハブを設置する中には、震災関連の3課にまとまって入っていただくという計画でおります。ですから、用地対策課、復興まちづくり課、それから被災者支援課の3課に入っていただくというようなことで考えております。下の部屋も若干広目にとってありますので、その辺をうまくスペースを利用していただくいうふうに考えております。議会事務局につきましても、移動していただくことをちょっ

と考えておりますので、この後についてはまた会議室として使いますので若干距離は離れますけれども、そういった個人情報がかかわる相談につきましても、そういった部屋を利用して相談していただくようにお話をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 放射能対策の経費についての財源でございますが、今回計上させた経費に関しては一般財源ということでございまして、今後、環境大臣のほうから今回の除染計画の許認可がおりても最終的には除染の経費については国の補助事業100%になる、しかしながらその他の経費については、東京電力に損害賠償という形になりますので、今回の経費相当額については6月に県でまとめて請求をするということでございます。それに間に合わせて東電に損害賠償として請求をさせていただきたいと考えていますので、できるだけ一般財源がかからないような形で対応していきたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 22番の放射能の関係ですけれども、あぶくま公園、この前の町長の答弁だと放射能除染実施区域指定を受託すれば県とか国の指導のもとに放射線を測定してその対策をするというふうな説明がありましたけれども、このあぶくま公園の除染委託料200万円はその事業の一環なのかどうかの一つ。

それと、放射性セシウム食品検査が場所が決まって人件費も措置されたということで、いつから稼働するのが2点目。

もう一つ、放射線関係なのですけれども、給食のほうの検査は多分国から機械が来ると思うんですけれども、具体的にいつから調べることになるのか。

その3点をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 第1点目のあぶくま公園野球場の除染の関係でございますが、予算として200万円を計上しておりますが、あくまでもこれは概算の予算でございまして、本格的な除染をする経費ではないということで、教授の指導を受けてどうというふうな手法をやったほうがより経費を軽減してやれるかということでの試験的な調査になっておりますので、その経費について必ずしも200万円かかるというわけではございませんのでご了解いただきたい。これについては、今後、環境省

との協議になりますけれども、できればこれも補助対象にさせていただきたいという話はさせていただきたいというふうに考えております。

食品の検査室の稼働時期でございますが、できるだけ早くしてほしいということで先週県の原子力対策課のほうにお願いをしたわけでございますが、今最短で5月の中旬ごろにならないと食品検査をする機械の製造が間に合っておりません。それで、今のところ5月の連休明けが2町が決まっている段階で、これも3台しか導入できないということで、その次に亘理町はなるので、次の週あたりを目標にしているということでございましたのですけれども、できるだけ早くお願いしたいということで、そういうことからちょっと変則的にはなりますけれども、まず5月号の広報で一応5月の中旬以降から始めたいということで、詳細については町のメール配信または災害FMあおぞらのほうで広報したいということで、5月の中旬以降というふうに考えています。以上です。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 給食センターのほうでのセシウムの食品の検査の件ですけれども、給食センターのほうでも当初予算でこのセシウム検査する機器の購入予算をとっております。それで、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、購入すべく段取りをつけているのですが、なかなか現物が今少ないというのが現状でございます。よって、こちらが入ればすぐにでも検査に入っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） その除染実施区域に指定にされて、これから汚染状況を調査するわけですけれども、その一環として先行して阿武隈川の河川敷をやるということでよろしいですね。とすれば今後、町内全部を300なり500メートルの方眼で徐々に全町を検査すると。それによってその対策をこれから進めるというふうになると思うんですけれども、ある程度スケジュールができていればそれも用紙かなにかで各議員のほうに配付できればと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今回のあぶくま公園運動場に関しましては、先行するというだけでなく、環境省の重点地域の指定があぶくま公園野球場という特化されたスポット的な指定でございますので、これをまず先行してやるという形でございます。

そういうことから、ここで環境省の大臣の許可がおりれば、当然、国の補助事業ということで内示をいただくようになっております。内示をいただいた段階で実施をすると、それと並行して議員がおっしゃるように、町内の、今200または250メートルのメッシュで切りたいということでございますので、並行して全体の放射線の測定をやっていくということで、この測定については色をつけていくということで1時間当たり0.23マイクロシーベルトある場所を抽出して行って、最終的にそれが何カ所あるかによって、今後のスケジュールと国に対しての実施計画を立てるわけでございますが、その証認を得て全体的な予算にいくということでございまして、その内容がわかれば議員初め町民の方にも周知してお知らせをさせていただきたいと。ただ、今のところ環境省のほうで除染計画の第1回目の2月28日に指定された分でのあぶくま公園野球場の、環境省でおととい一応審査した結果をいただきました。それで、不足している点について再度提出ということでございますので、それがまず1段階行ってから作業に入るというふうに考えています。ただ、予算がないものですから、今後国の内示をいただいた段階で補正予算を組ませていただいてやっていくという形になります。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 5番佐藤正司です。

24ページ、亘理町いちごファーム造成事業、造成面積が変わらないのかどうか。76ヘクタールというお話がございました。

それと、土地所有者の合意がもう終わっているのか、そしていつから造成なのか伺いたいと思います。

もう1点。その上の東日本大震災農業生産対策事業補助金、放射能セシウム吸収ということで塩化カリウム散布ということでございますが、いつ配布、散布をするのか、それと反当たりどのぐらい予定されているのか、その辺伺います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） いちごファームの造成の計画面積は2ヘクタールでございます。ただ、全体的に3団地76ヘクタールという形で皆さんにお知らせしていましたが、いろいろと一次申請の中でこのイチゴ団地に係るお金が1戸当たり計算するとかなり高いという観点から、復興庁といろいろと折衝、調整を図りました。その中で、とりあえず76から今のところ70ヘクタールぐらいに落ちるの

かなという関係でございます。

また、その底地の同意につきましては、ほぼ90%以上につきましては同意をもらっています。中にはいろいろと同意を得られない方もあります。ただ、これも一応今の二次申請の中で、事業が採択されるというのが6月ころかなと思ってますけれども、それまでその方に足を運んで理解を得るような形にしていきたいなと思っています。

3点目の東日本大震災農業生産対策事業補助金ということで、先ほど町長からも答弁ありましたように、亘理町で今回水稻作付できる面積が1,745ヘクタール、1反当たり20キロを目安に配布すると。先ほどの質問のように、この補助金はまだ内示はもらっていません。国に事前着工してほしいと要望をしております。一番いいのは代かきの時点で配布すれば出戻りないんですが、その決定通知がその以後となれば、手間がふえるかもしれませんが、一番セシウムを吸収させないためにも一番いいのがやっぱり出穂期前、追肥の形でこれを散布しなくてはいけないのかなとそういうことを考えております。ただ、ひと手間がふえますので、それはそれで農家の人たちにご理解を得ないと散布できない。ただ私は振る、私は振らないというような形では、JAみやぎ亘理関係では山元町、亘理一体でやりたいと考えていますので、できれば一体の中で合意形成しながら散布していただきたいと思っています。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） この予算、いちごファームでございますけれども、2億4,400万円の分は2ヘクタールの造成分のみということでよろしいわけですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 亘理町いちごファーム造成事業でございますので、いちごファームに関する造成事業2ヘクタール分でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 報告第1号 専決処分の報告について

議長（安細隆之君） 日程第12、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案書の27ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

平成24年3月22日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

平成24年1月7日、亘理町逢隈高屋字鳥屋崎地内で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第2項の規定により専決処分したものでございます。

次の右側の別紙でございすが、和解及び損害賠償の額について。

平成24年1月7日、亘理町逢隈高屋字鳥屋崎地内で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

この場所でございますが、鳥屋崎地区の一番南側、鳥の海湾の排水機場がある手前側が、昨年の震災で道路が陥没しております。そこに標識を設置したわけでございますが、たまたまこの方が通ったときに路肩に落ちてしまったというふうな事故でございます。

記

1 和解の相手方

2 和解の内容

(1) 亶理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し、金12万2,570円と支払うものとする。

(2) 相手方と亶理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約するという内容でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は、全部終了いたしました。

これをもって、平成24年4月第8回亶理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時55分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亶理町議会議長 安細隆之

署名議員 鞠子 幸則

署名議員 佐藤 實